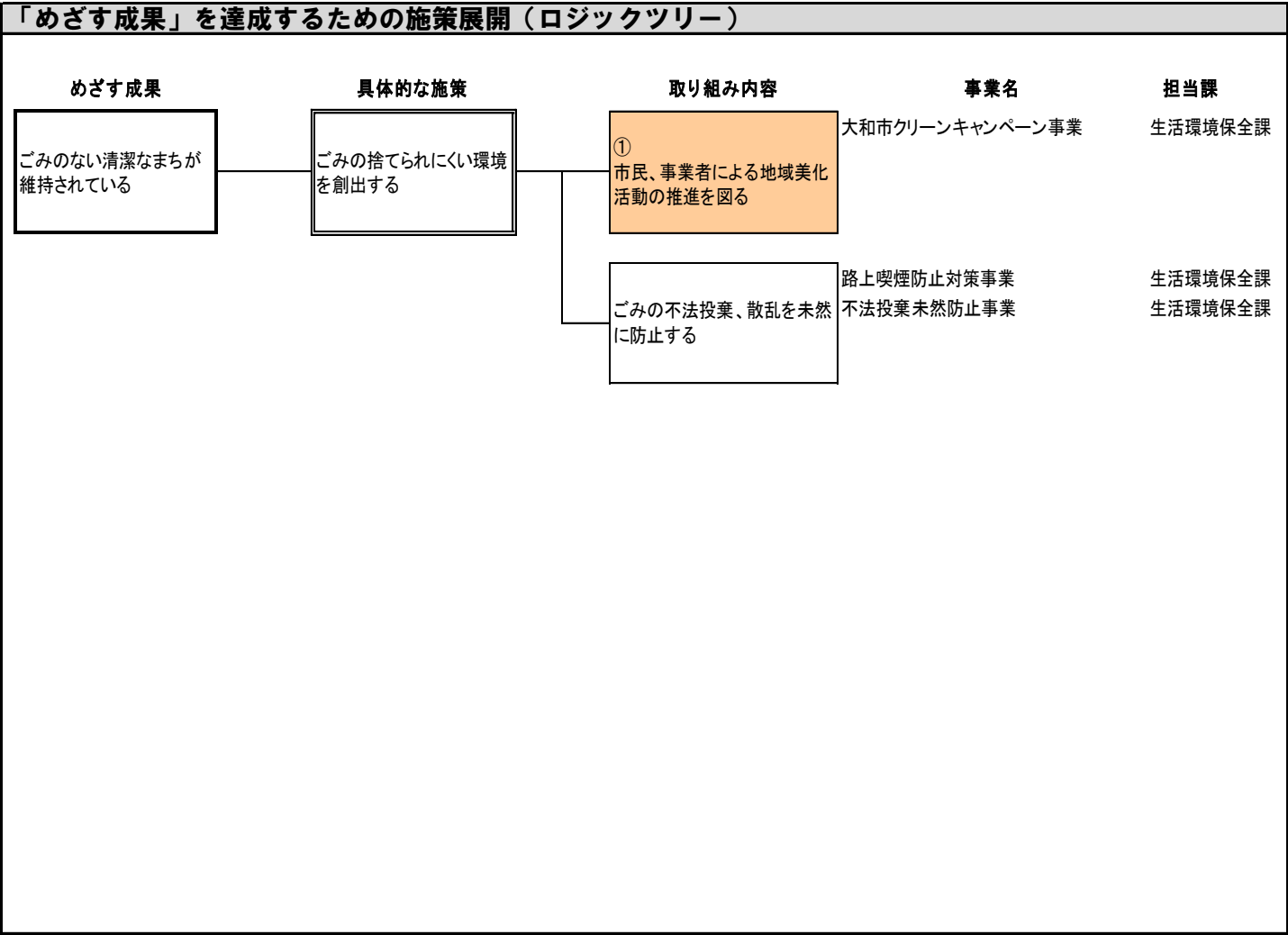


平成25年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
4－1－5　ごみのない清潔なまちが維持されている		
総合計画体系	健康領域・基本目標	まちの健康・環境を守り育てるまち
	個別目標	環境への負荷を減らす
	めざす成果	ごみのない清潔なまちが維持されている 市民が地域の美化活動に参加し、ごみのない清潔なまちで生活しています。



総合計画掲載指標①	
大和市クリーンキャンペーン参加者数	
計画策定時 現状値	4,100人
実績値 (H24)	3,468人
中間目標値 (H23)	4,500人
目標値 (H25)	4,700人

所 管 部		環境農政部	
平成24年度までの取り組み内容		【ごみの捨てられにくい環境を創出する】 ・「ごみの散乱のない 清潔できれいな まち」を推進するために、年間を通してのクリーンキャンペーンを実施するなど、様々な活動を通して公共の場所が清潔に保たれるよう美化意識の啓発を行いました。 ・不法投棄の未然防止のため市内全域での監視パトロールや民有地等への不法投棄に関する苦情、相談に対する対策の提案、処理方法の支援等を実施することにより、市内に不法投棄される廃棄物や散乱ごみの放置の防止を図ることができました。 ・路上喫煙防止指導員が、大和駅を中心に各駅周辺の路上喫煙禁止区域を巡回し、路上喫煙者への指導を行うことで、制度の普及啓発を図ることができました。 ・ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進するため、「ポイ捨て等の防止に関する条例」を平成22年10月に制定しました。しかしながら、駅周辺など一部の地域でごみの散乱や犬のふんの放置が見られることから、条例の実効性を確保するため条例の一部改正を行い、ポイ捨て等の違反者に対する罰則を新たに規定し、市内の各駅前で年2回チラシを配布するなどの啓発を図りました。	
構成事業に対する考え方（事業の量及び実施手法）		・日常の清掃活動等を通じ、ごみが捨てられにくい環境を創造していくために、市民一人ひとりの自発的な行動を促す意識啓発の取り組みとして、「例月まち並み清掃」をはじめとしたクリーンキャンペーン活動を継続的に実施する必要があります。 ・悪質な不法投棄は減少していますが、個々の苦情相談に対して適切な防止対策を支援できるよう、現地調査やパトロール活動が重要です。また、ポイ捨てなどの未然防止対策に取り組むとともに、今後も、市民、事業者及び市の相互協力の下で、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例の普及、啓発に努めていく必要があります。 ・路上喫煙防止の実効性を確保するため、重点禁止区域における指導業務を中心に行い、継続的に路上喫煙防止の周知徹底を図っていく必要があります。	
今後の展開方針		注） 例年どおりの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。	
新規事業の立案			（該当する事務事業）
既存事業の拡充			（該当する事務事業）
事業の廃止・縮減			（該当する事務事業）
事業の効率化			（該当する事務事業）
その他見直し		・「路上喫煙防止に関する条例」と「ポイ捨て等の防止に関する条例」を広く市民に浸透させるため、回覧物や全戸配布物に条例の趣旨を組み入れるなど、なお一層の条例の普及・啓発を深めるような対策について検討します。	（該当する事務事業） 路上喫煙防止対策事業 不法投棄物未然防止事業